（企画官）

第六十八条　事業所情報管理課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、事業所情報管理課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

［削る］

（調査官及び統計データ二次的利用推進企画官）

第六十九条　統計情報利用推進課に、調査官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。

2　調査官は、命を受けて、統計情報利用推進課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

3　統計データ二次的利用推進企画官は、命を受けて、次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

一　調査票情報の提供並びに委託による調査票情報を利用した統計の作成及び統計的研究に関すること。

二　匿名データの作成及び提供に関すること。

（地理情報室並びに調査官及び首席統計情報官）

第七十一条　調査企画課に、地理情報室並びに調査官及び首席統計情報官それぞれ一人を置く。

［2～5　略］

［削る］

（経済センサス室及び調査官）

第七十三条　経済統計課に、経済センサス室及び調査官一人を置く。

2　経済センサス室は、経済センサス（経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第一条に規定する経済センサス活動調査及び経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）第一条に規定する経済センサス基礎調査をいう。）の実施及び製表に関する事務をつかさどる。

3　経済センサス室に、室長を置く。

4　［略］

（物価統計室並びに調査官及び消費指標調整官）

第七十四条　消費統計課に、物価統計室並びに調査官及び消費指標調整官それぞれ一人を置く。

2　物価統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　価格に関する統計調査の実施及び製表に関すること。

二　消費者物価指数の作成に関すること。

三　財及びサービスの銘柄及び品目並びに店舗に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。

［3　略］

（企画官及び統計データ二次的利用推進企画官）

第六十八条　統計作成支援課に、企画官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、統計作成支援課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

3　統計データ二次的利用推進企画官は、命を受けて、次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

一　調査票情報の提供並びに委託による調査票情報を利用した統計の作成及び統計的研究に関すること。

二　匿名データの作成及び提供に関すること。

（調査官）

第六十九条　統計利用推進課に、調査官一人を置く。

2　調査官は、命を受けて、統計利用推進課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

［新設］

（地理情報室並びに調査官、首席統計情報官及び首席分類銘柄情報官）

第七十一条　調査企画課に、地理情報室並びに調査官、首席統計情報官及び首席分類銘柄情報官それぞれ一人を置く。

［2～5　同上］

6　首席分類銘柄情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　統計調査に用いる産業分類、職業分類その他の分類の適用に関する専門的事項に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　商品及びサービスの銘柄及び品目並びに店舗に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。

（調査官）

第七十三条　経済統計課に、調査官一人を置く。

［新設］

［新設］

2　［同上］

（物価統計室並びに企画官、調査官及び消費指標調整官）

第七十四条　消費統計課に、物価統計室並びに企画官、調査官及び消費指標調整官それぞれ一人を置く。

2　物価統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　価格に関する統計調査の実施及び製表に関すること。

二　消費者物価指数の作成に関すること。

［新設］

［3　同上］